

各指定自立支援医療機関の長 様

滋賀県立精神保健福祉センター所長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る自立支援医療（精神通院）の取扱いについて

平素より本県の障害福祉行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より別添のとおり、令和2年4月30日付健発0430第3号 障発0430第5号で通知がありました。

つきましては、本県の取扱いとして、下記のとおり対応することとしましたので御了知いただくとともに、該当自立支援医療受給者（以下、受給者という）への周知等に御配慮いただきますようお願いいたします。

記

【取扱い】

- ① 令和2年3月1日から令和3年2月28日に有効期間が満了する全ての受給者について、原則、有効期間を1年間延長します。申請についても不要となるため、その旨、受給者の方にお伝えいただきますようお願いいたします。
- ② 自立支援医療受給者証（精神通院医療）（以下、受給者証という）については、原則、現在交付されている受給者証を引き続きお使いいただきます。有効期間の満了日については、満了日に1年間を加えた期間と読み替えていただきますようお願いいたします。
- ③ 精神障害者保健福祉手帳（以下、手帳という）と同時申請を行われている方については、手帳の診断書の提出を行っていただき、受給者証の有効期間が切れる前に申請を行ってもらってください。
令和2年3月1日から令和3年2月28日に受給者証の有効期間が満了する方で、受給者証の有効期間が切れた後に同時申請を行われた場合は、同時申請とはなりません。
この場合、手帳については「更新手続き」、受給者証については「延長措置」となります。
- ④ 令和2年3月1日より前に、受給者証の有効期間が切れている方については、自立支援医療を新規申請として、手帳との同時申請ができます。
- ⑤ 新規、変更申請については通常どおりの手続きとなります。
- ⑥ すでに発行された診断書について、更新申請の受給者については、通常どおりの手続きとして、使用いたします。

有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日の方ですすでに有効期間が満了している受給者については、新規申請として取扱うか、診断書を使用せず、延長措置として取扱うかを受給者に選択していただきます。延長措置として取扱った場合、当該診断書は延長後の更新時に使用することはできません。

滋賀県草津市笠山八丁目4番25号
滋賀県立精神保健福祉センター
医療連携係
(精神保健福祉手帳、自立支援医療担当)
Tel:077-567-5028
Fax:077-566-5370